

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成28年3月17日（平成28年（行個）諮問第53号）

答申日：平成28年8月8日（平成28年度（行個）答申第85号）

事件名：本人が特定日に行政相談をした事案についての相談対応票の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人が北海道管区行政評価局に特定日Aに行政相談をした事案について、その処理状況の分かる相談対応票（特定受付番号A）」に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、相談対応票（特定受付番号A）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、「申出文」及び「申出人提出のメール1ないし4」に記録された保有個人情報を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月15日付け北海相第207号により北海道管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、相談対応票（特定受付番号A）に記載のある

- ① 申出文
- ② 苦情110番メール
- ③ 法務省本省宛て電子メール
- ④ 申出人提出のメール1ないし4
- ⑤ 行政評価局に提出したものと同一メモ
- ⑥ 公証人Aへの質問書

の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

上記1の①、②及び④は、行政評価局に提出しているから。上記1の③、⑤及び⑥は、法務局に提出しているもので、法務局から行政評価局に提出されているはずだから。

(2) 意見書 1

ア 職員 A から、申出文他の資料は存在しないと説明があったため審査請求したものである。

イ 資料が存在するのであれば、相談対応票（特定受付番号 B 及び特定受付番号 C）の時と同様に PDF ファイルで、情報提供としてメールで送信してください。

(3) 意見書 2

ア 職員 A から、申出文他の資料は存在しないと説明があったため審査請求したものである。

イ 資料が存在するのであれば、相談対応票（特定受付番号 B 及び特定受付番号 C）の時と同様に PDF ファイルで、情報提供としてメールで送信してください。

ウ 情報提供しない場合

(ア) 法務省

審査請求人が札幌法務局に特定日 B に懲戒処分申出書を提出した事案について、処理状況及び懲戒処分しない旨の決定の内容、年月日がわかる資料

懲戒処分申出書、札幌法務局から札幌司法書士会への調査委嘱状、懲戒しない旨の起案文書・・・開示

(イ) 総務省

審査請求人が北海道管区行政評価局に特定日 C に行政相談した事案について、相談、処理及び回答の内容、年月日が分かる資料

相談対応票・・・開示

申出文の添付資料・・・情報提供としてメール

申出文（申出人提出のメールと同じ）・・・存在しないと主張

審査請求人が北海道管区行政評価局に特定日 D に行政相談した事案について、相談、処理及び回答の内容、年月日が分かる資料

相談対応票・・・開示

ねつ造した申出文・・・情報提供としてメール

審査請求人が北海道管区行政評価局に特定日 E に行政相談した事案について、相談、処理及び回答の内容、年月日が分かる資料

相談対応票及び添付資料（申出文、司法書士法）・・・開示

審査請求人が北海道管区行政評価局に特定日 A に行政相談した事案について、その処理状況の分かる相談対応票

処理状況の分からない対応票・・・開示

申出文、添付資料（申出人提出のメール）、苦情 110 番メール・・・開示文書ではないと主張している。

これらは、相談対応票の添付資料として整理しておくべき文書で

あり，開示文書である。

相談対応票のみ開示では，各資料からの引用，根拠とした事項など確認できず，その処理状況がわからないので，法務省のように申出書（申出文）から始まる一連の文書を開示すべきである。

（４）意見書 3

総務省の理由説明書（下記第 3） 4（1）ウ，オ及びカでは，処分庁において保有していないと記載されているが，上記（省略。特定日 F に，北海道管区行政評価局が審査請求人に対し，本件開示請求とは別の開示請求に関して保有個人情報の特定に必要な情報を整理した旨連絡した電子メール。当該情報の一部として，理由説明書に記載の法務省宛て電子メール，行政評価局に提出したものと同一メモ及び特定公証人 A への質問書が列挙されている。）のとおり，開示請求すれば開示される。処分庁において所有しているので，理由説明書（下記第 3） 4（1）ウ，オ及びカは誤りである。

第 3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は，理由説明書によると，おおむね以下のとおりである。

1 審査請求の経緯

平成 27 年 11 月 17 日付けで，処分庁宛て，法に基づき，下記 2 の保有個人情報について全部開示請求があった。処分庁は，同年 12 月 15 日付けで原処分を行った。

本件審査請求は，原処分について，開示決定された保有個人情報の中に，申出文，苦情 110 番メール，法務省本省宛て電子メール，申出人提出のメール，行政評価局に提出したものと同一メモ及び公証人 A への質問書が含まれていないので開示してほしいとして，平成 28 年 1 月 5 日付けで諮問庁に対し行われたものである。

2 開示請求の対象となった保有個人情報

本件開示請求の対象となった保有個人情報は，審査請求人が，特定日 A に，北海道管区行政評価局に行政相談を行った事案について，その処理状況の分かる相談対応票（特定受付番号 A）である。

3 審査請求の理由

全部開示の決定を受けたが，申出文，苦情 110 番メール並びに審査請求人が提出したメール 1 ないし 4 については，行政評価局に提出したものであること，法務省本省宛て電子メール，行政評価局に提出したものと同一メモ及び公証人 A への質問書については，法務局に提出したもので，法務局から行政評価局に提出されているはずであることから，これらも含め開示してほしい。

4 諮問庁の意見等

（1）諮問庁の意見

ア 申出文

審査請求人が主張するとおり、本件行政相談に当たり、処分庁に提出されたものであるため、保有はしている。

しかしながら、審査請求人は、保有個人情報開示請求時において、行政相談事案に係る処分庁の処理状況が分かる「相談対応票」の開示を求めており、処分庁は、当該「相談対応票」を開示対象となる保有個人情報として特定し、原処分を行ったものである。相談対応票は、相談内容や調査結果等を簡潔に記載するものであるところ、処分庁では、「相談内容」欄等に要点を簡潔に記載しており、申出文は、相談対応票の添付資料とはされていない。すなわち、申出文は、開示請求のあった相談対応票とは別に保有されていることから、開示対象となる保有個人情報として特定しなかったものである。

イ 苦情110番メール

本件行政相談は、北海道管区行政評価局に審査請求人が直接来訪して行われたものである。処分庁が審査請求人から受け付けた苦情110番メールは、別の行政相談に係るものであり、本件相談対応票の添付資料とはされていないことから、開示対象となる保有個人情報として特定しなかったものである。

ウ 法務省本省宛て電子メール

処分庁に提出されたものではなく、法務省又は札幌法務局に提出されたものについて、札幌法務局等から提供を受けていないことから、処分庁において保有していない。

エ 申出人提出のメール1ないし4

上記アと同様に、保有はしているものの、相談対応票とは別の保有個人情報として保有されており、本件開示請求の対象とはならないものであるため、開示対象となる保有個人情報として特定しなかったものである。

オ 行政評価局に提出したものと同一メモ

上記ウと同様に、法務省又は札幌法務局に提出されたものであり、札幌法務局等から提供を受けていないことから、処分庁において保有していない。

カ 公証人Aへの質問書

上記ウ及びオと同様に、法務省又は札幌法務局に提出されたものであり、札幌法務局等から提供を受けていないことから、処分庁において保有していない。

(2) 結論

以上のとおり、審査請求人の主張は認められないことから、原処分を維持することが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|----------------|
| ① | 平成28年3月17日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年4月5日 | 審査請求人から意見書1を收受 |
| ④ | 同月13日 | 審査請求人から意見書2を收受 |
| ⑤ | 同年7月19日 | 審議 |
| ⑥ | 同月27日 | 審査請求人から意見書3を收受 |
| ⑦ | 同年8月4日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「審査請求人が北海道管区行政評価局に特定日に行政相談をした事案について、その処理状況の分かる相談対応票（特定受付番号A）」に記録された保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は、相談対応票（特定受付番号A）（以下「本件相談対応票」という。）に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、全部開示した。

これに対し、審査請求人は、審査請求書において、本件相談対応票に記載のある①「申出文」、②「苦情110番メール」、③「法務省本省宛て電子メール」、④「申出人提出のメール1ないし4」、⑤「行政評価局に提出したものと同一メモ」及び⑥「公証人Aへの質問書」（以下「申出文等」という。）に記録された保有個人情報をも開示すべきとしているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) ①「申出文」、②「苦情110番メール」及び④「申出人提出のメール1ないし4」に記録された保有個人情報について

ア 本件開示請求は、特定の受付番号の相談対応票に記録された保有個人情報の開示を求めるものであるが、審査請求人は、意見書において、申出文等に記録された保有個人情報のうち、標記のものについては、本件相談対応票の添付資料として整理しておくべきものであるため、開示すべき旨主張する。

イ 仮に、相談対応票に添付資料があるのであれば、当該添付資料に記載された保有個人情報も特定すべきであるところ、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

(ア) 一般に、相談内容や相談対応の概要を説明する上で有効な図面や写真など、文章では表現しづらいが重要と考えられる資料について

は、相談対応票に添付することがある。

(イ) この場合、当該添付資料については、当該相談対応票と併せて1つの電子ファイルとして行政相談総合システムに登録しており、相談対応票について開示請求がある場合には、当該添付資料についても併せて開示する取扱いとしている。

(ウ) しかし、処分庁に改めて行政相談総合システムを確認させたが、①「申出文」、②「苦情110番メール」及び④「申出人提出のメール1ないし4」の本件相談対応票への添付は認められなかった。

ウ そこで検討するに、まず、②「苦情110番メール」につき、諮問庁は、本件とは別の行政相談に係るものであり、本件相談対応票の添付資料とはされていないと説明するので、この点につき、当審査会において、諮問庁から当該メールの提示を受けて確認したところ、本件とは別の相談事案の受付番号が付与されていると認められ、本件開示請求が、特定の受付番号の相談対応票に記録された保有個人情報の開示を求めるものであることからすると、上記第3の4(1)イの諮問庁の説明に不合理な点は認められない。

エ 他方、①「申出文」及び④「申出人提出のメール1ないし4」について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、これらは、形式的には、本件相談対応票の添付資料とせず、相談対応票が登録されている行政相談総合システムと別の紙媒体の綴りに保存しているが、いずれも本件相談対応票に係る事案の受付や処理等の過程で北海道行政評価局が収集等したものであり、それぞれ、本件相談対応票にも記載されている受付番号を付番し、必要に応じて、当該番号により、本件相談対応票との照合ができるようにしているとのことであった。

そうすると、①「申出文」及び④「申出人提出のメール1ないし4」については、形式的には、本件相談対応票の添付資料とはされていないものの、本件相談対応票と受付番号で紐付けされた一体のものであり、実質的には本件相談対応票の添付資料に該当するものと認められることから、当該各文書に記録された保有個人情報を対象として改めて開示決定等をすべきである。

(2) ③「法務省本省宛て電子メール」、⑤「行政評価局に提出したものと
同じメモ」及び⑥「公証人Aへの質問書」に記録された保有個人情報について

ア 審査請求人は、審査請求書において、申出文等のうち、標記のものについて、審査請求人が法務局に提出しており、法務局から行政評価局に提出されているはずであるから、これらに記録されている保有個人情報を開示すべき旨主張しているが、諮問庁は、当該文書について、

札幌法務局等から提供を受けていないことから、処分庁において保有していない旨説明する。

イ そこで、当審査会において本件相談対応票を確認したところ、北海道管区行政評価局が札幌法務局等から当該文書の提供を受けたことをうかがわせる記載は認められなかった。

ウ また、審査請求人は、意見書において、審査請求人が特定日Fに北海道管区行政評価局から受信した電子メールにおいて、標記のものが、開示を請求する保有個人情報の特定に必要な情報として列挙されていたことを踏まえ、これらを保有しているはずである旨主張するが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該メールに列挙したものは、審査請求人による保有個人情報の開示請求の内容を北海道管区行政評価局において整理したものであり、当該開示請求において特定された保有個人情報を列挙したものではないとのことであった。

エ また、当該文書の探索の方法及び範囲について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、北海道管区行政評価局における個別行政相談事案の担当部署である行政相談部首席行政相談官室の執務室内、書庫内及び共用ドライブ内を探索したが、当該文書の存在は確認できなかったとのことであり、探索の方法及び範囲に特段の問題はないと認められる。

オ したがって、標記のものについては、北海道管区行政評価局において保有していないとする諮問庁の説明に、不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る特段の事情も認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報として「申出文」及び「申出人提出のメール1ないし4」に記録された保有個人情報を保有していると認められるので、これらを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史